

2 立地適正化計画について

花巻市は、昨年11月に「まちづくりと施設整備の方向（立地適正化計画による都市再構築の方針）一案」を公表し、立地適正化計画を導入する方向を示しました。

立地適正化計画は、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、または、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく、公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるようにするなど、日常の生活サービスや行政サービスが身近に存在するコンパクト+ネットワークの形成を推進するための事業の実施等について、国土交通省が市町村等を総合的に支援する制度です。

花巻市は、立地適正化計画の策定作業を進めており、これまでにまとめた計画案の概要をお示しし、9月30日から各地域や関係する団体との意見交換を行っています。今後も市民のご意見も踏まえ、国土交通省のご指導を受けながら、今年度中の計画づくりを目指しています。

1 当市における課題解決に向けて

- まず、当市では総合医療施設を「まちなか」にしっかり確保していくことが喫緊の最重要課題となっています。
- 併せて、当市における4つの生活サービス拠点（花巻、大迫、石鳥谷、東和）における医療・生活・商業のサービス機能を維持していくことが必要です。
- このため当市では、国が推し進めている「立地適正化計画」を策定し、国の支援制度を導入することによって課題の解決を図ってまいりたいと考えています。

2 当市における立地適正化計画の策定の基本方針

- 花巻、石鳥谷、東和及び大迫の中心エリアを生活サービス拠点として、公共施設の維持や周辺部を含めたエリアの活性化の中心となる地域とします。
- 国の基準に合致する花巻中央地区周辺を「都市機能誘導区域」に指定し、立地適正化計画に基づく国支援を受けながら総合的な公益・公共施設を整備する区域とします。
（例） 厚生病院跡地への総合花巻病院の移転事業・介護付高齢者住宅の整備
生涯学園都市会館周辺への図書館（複合）の移転・整備事業
- 大迫、石鳥谷、東和地域それぞれの中心部は、立地適正化計画以外の国の支援を受けながら、あるいは、花巻市独自の施策として、必要な施設の維持・立地を図る区域とします。
- 花巻地域中心部と石鳥谷地域中心部を、宅地開発などの事前届出を不要とする「居住誘導区域」に指定します。「居住誘導区域」外における一定規模以上の宅地開発は市に対する事前届出の対象とし、無秩序な宅地開発の抑制を図ります。
- デマンドタクシーの導入・拡充を図るなど周辺部から生活サービス拠点へのアクセス向上を図ります。

<担当 建設部 都市再生室 24-2111 内線565>